

平成25年度 新宿区文化芸術振興会議 議事要旨（2月13日）

■開催日時 平成26年2月13日 午後1時から午後1時55分まで

■開催場所 新宿区役所本庁舎5階 大会議室

■出席者

委員 高階秀爾 垣内恵美子 酒井忠康 星山晋也 今沢章信 大津司

乗松好美 大野順二 原口秀夫 大和滋

（欠席 佐藤清親 舟橋香樹） *敬称略

事務局等 加賀美地域文化部長 橋本文化観光課長 菊地文化観光課副参事

楠原主任 香取主事

■議事の進行

1 新規委員の委嘱

事務局が新規委員の紹介を行った後、中山区長が酒井委員に委嘱状を交付した。

*任期：平成26年9月8日まで（他の委員の残存任期と同様）

2 区長あいさつ

中山区長が、会議の開催に先立ち、挨拶を述べた。

3 文化芸術振興会議への諮問

中山区長が高階会長に諮問事項「（仮称）新宿区立美術愛住館の設置について」を諮問した。

<区長あいさつ要旨>

- ・今日は文化芸術振興会議に、「（仮称）新宿区立美術愛住館の設置」について、新たに諮問したい。
- ・区は昨年7月に作家で評論家の堺屋太一氏から「新宿区愛住町2番地5に堺屋氏等が所有をする土地・建物を、将来的に区に寄贈することを前提として、4階建ての建物の1階及び2階を、美術展示施設に改修の上、区に無償で貸与するので、区は区立の美術展示場として設置してほしい」という申し出を受けた。
- ・この提案を受け、区では、公の施設としての美術展示場の設置は「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に寄与するとともに、こうした文化施設の整備は新宿というまちの地域ブランド力の向上を図る側面からも重要と考えて、取り組みを進めてきた。
- ・事業スキームとして以下2点を考えている。
 - ①区の所有ではない施設を使用貸借契約によって公の施設とすること
 - ②現代洋画に関する専門性と美術界におけるネットワークを保有し、区の財政力の範囲内で文化性を高めることが実現できる一般財団法人堺屋記念財団を指定管理者と

して非公募で指定すること

- 区議会に区の検討内容を報告した際、公の施設としての美術展示場の必要性や、これまでにない事業スキームの妥当性等について、疑問や意見がとなえられた。
- 今回の美術愛住館の設置は、公の施設としてこれまでにない事業スキームであることや専門的な判断も必要な文化活動であることから、その必要性やあり方などを、文化芸術に関して専門性を持つ公の開かれた場で審議していただきたくため「(仮称)新宿区立美術愛住館の設置」について、文化芸術振興会議に諮問をすることとした。

(区長 退席)

4 開会

- (1) 高階会長が文化芸術振興会議の開会を宣言し、開会した。
- (2) 本日の進行について、次第に沿って進行すること及び審議を効率的に進めるため、次第の議事(1)と(2)を一括して審議することを確認した。

5 議事(要旨)

- (1) (仮称)新宿区立美術愛住館の設置について
資料3、別紙1～3及び参考資料に基づき、諮問事項「(仮称)新宿区立美術愛住館の設置について」について、事務局が資料を説明した。
- (2) 専門部会の設置について
新宿区文化芸術振興会議規則第6条に基づき、専門部会の設置が決定され、同条第2項に基づき、高階会長が以下のとおり部会員を指名した。
【専門部会 部会員】
高階秀爾委員、垣内恵美子委員、酒井忠康委員、原口秀夫委員、今沢章信委員
以上、5名
- (3) 今後の会議の進め方について
資料4に基づき、(仮称)新宿区立美術愛住館における設置スケジュール案について、事務局が資料を説明した。
- (4) 意見交換

<意見交換 要旨>

- 美術の場合、個人の所蔵のものが公に公開されるために、行政や財団に寄贈して、美術館が運営されていく例は数多くある。
- 今回のように個人所蔵の美術品を公に公開する道筋をつくるのは、ひとつの方法としてあり得るし、検討の余地が十分にある。

- 設置以降、持続的に公に公開されて、どのような事業を進めていくかという展望が一定程度の整理されていないと、寄贈を受けて事業展開していく意味がない。
- 指定管理者については、専門的な施設については公募によらないで指定するという方法も十分にある。事業の展望、美術館のあり方、専門性を考慮して判断するとよい。
- 指定管理者の指定は、必ずしも公募が前提ということではない。
- 建物の1、2階だけを無償で借り受けるとあるが、3、4階の今後の展望はどうか。また、将来、寄贈されるとあるが、3、4階を含めて施設をどう運営するつもりか。
- 区立の美術施設の設置はとてすばらしいが、長期的展望を知りたい。
- この美術館の特徴や特色として、取り扱う作品や具体的な事業をもっと明確にすると継続的に展開できるのではないか。
- 個人的には、区が堺屋氏から施設を借り受けて美術展示場を設置する、という話が公にわかったのは、新聞報道だった。
- 公募によらずに指定管理者を指定することは、区税が使われるので一般区民の感情としては疑問が残る。
- 本来、公募による指定であれば、公正性や競争性など行政の透明性を担保できるので、もっと適切な管理という可能性も図る必要がある。
- 公の施設として設置するには、ターゲットが限定的である。
- ギャラリースペースだけの事業では、将来の展望に対して若干の疑問がある。
- 一般的には、区の文化政策の方向性があり、それに対する計画があり、条例等を整理する流れがあると思うが、美術館設置の構想が果たして区にあったのか。すこし唐突であるので、計画段階で丁寧に内容を精査し、進めてもらいたい
- 今回の美術展示場の設置は、区民の文化財産の所有として望ましい。
- 将来的な建物の所有や運営の方法などはどこまで検討されているのか。
- 当初は館長や運営予定の堺屋記念財団の人脈などを使って事業展開する、と読めるが将来的に指定管理者としてこの財団だけに限定して運営していくのか。また、一度この美術館を設置したら、この先ずっと続けていかなければいけないものなのか。
- 個人的には反対の思いが強い。
- 個人的な感想になるが、堺屋記念財団の目的のうち「池口史子の画業等に関する業績を顕彰する」とあり、堺屋氏が日本芸術院会員となった妻・池口氏の画業を顕彰するための組織や施設をつくったように見え、新宿区立施設にすることで区から資金を受けようとしているように感じる。
- 財団の目的として、美術の顕彰といいながら、ほかにも「堺屋氏の著述活動及び博覧会等イベントの企画運営に係る業績の顕彰」とあるが、指定管理者として、これをそのまま認めるのかどうかという点は問題である。

- 池口氏も堺屋氏も、新宿で生まれて、新宿に貢献しているわけではなく、たまたま事務所が新宿にあるということだと思うので、まずは新宿区に貢献する取り組みをやってもらいたい。
- 区への貢献として個人的な案は、設置当初から数年間は「区立」という名義貸しを行い、名義使用料を年500万円でもいいので財団に負担してもらったらどうか。堺屋氏側の支払額が3,000万円になったところで、翌年から指定管理者として指定して年1,500万円ずつ区が指定管理料を予算化する形をとれば、この美術館は新宿区への貢献実績が積めると考える。
- 建物等の寄贈時期は「将来」とあり、区は両人が亡くなったときをもって1、2階部分の建物と土地をもらい受けるという考えだが、両人とも現在現役で活動しているので、区が寄贈を受けるまでに、およそ30年程度はかかるのではないか。
- 仮に20年間で使用貸借契約が切れるとしても、年1,500万円の指定管理料では、その間3億円支出することになり、区の支出額が多く、美術館の運営内容を全てこの管理団体に任せてしまうのはいかなものか。
- この美術愛住館について、事業展開として堺屋氏の財団の所蔵品や関係者の展示中心でよいのか。もう少し違った事業内容で展開し得るとしたら、そのための仕組みをどう考えるか。事業内容を精査し、寄贈者の意向とも調整し了解を得ておく必要がある。
- 非公募、随意契約の指定管理である場合に、堺屋氏の財団の目的に掲げる事業を、これまでの活動同様に指定管理者として活動されるのであれば、必ずしもふさわしくない美術以外の業績の顕彰等もあり、また、あまりにも近い人々だけの事業で展開していくように思われ、区立の美術施設として運営していくにはいかなものか。
- 建物の1、2階を展示施設とするが、3、4階はどのような扱いとなっているか。建物等は現在、無償貸与を想定され、将来的には寄贈されるとのことだが、将来というのはいつか。こうした点が不明確だと、今後区の出費が重なりすぎる恐れもあるので、どのように明確化していくか。
- 基本的に区立の美術施設として活動するためには、もちろん寄贈者の意向もあるが、区として十分に区民全体に対して貢献できるような形でなければ、実施できない。

6 次回日程について

次回会議は、6月頃に開催予定とし、日程や会場等については、別途事務局から連絡することとした。

7 閉会

会長のあいさつをもって、午後1時55分に閉会した。